

お取引に係るご本人確認のお願い

お客さまが預金口座を開設される場合や10万円を超える現金によるお振込をなさる場合等には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」(1)によりお客さまの本人確認を行うことが義務づけられております。

なお、国際協力の観点から「外国為替及び外国貿易法」においても同様の措置が講じられておりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

1 同法律は、平成20年3月1日に施行され、同日付で「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(本人確認法)」は廃止されました。

1 ご本人のご氏名等を確認させていただく場合

次のいずれかのお取引をされる場合等には、お客さまの本人確認をさせていただくことが必要となります。
(この他にも本人確認手続が必要とされるお取引があります。)

口座開設、貸金庫、保護預りなどの お取引を開始される場合

200万円を超える 大口の現金取引をされる場合

10万円を超えるお振込み

現金で行なう場合

窓口にて、運転免許証、各種保険の被保険者証などの**本人確認書類**を提示のうえ、お振込み下さい。**ATMでの10万円を超える現金のお振込みはできません。**

預金口座から出金して行なう場合

ATM・窓口のいずれにおいても、お振込いただけます。ただし、**口座開設時に本人確認手続きがお済みでない場合には、キャッシュカードでも10万円を超える金額のお振込みができないことがあります。**

小切手により10万円を超える 金額の現金をお受取りになる場合

当金庫窓口にて当金庫が支払場所となる小切手の店頭提示により、振出人(2)以外の第三者が、10万円を超える現金をお受取りになる場合には、**小切手をお持ちになったお客さまの本人確認書類のご提示**が必要となります。

2 お客さまご自身が小切手をお振出しのうえ預金を払出しされる場合には、従前と同じく200万円を超える金額のときに限り、本人確認書類のご提示が必要となります。

小切手を振出されるお客さまにおかれましては、小切手の交付先上記の内容をお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

現金で10万円を超える 公共料金等のお支払いをされる場合

公共料金(電気・ガス・電話料金等(3))などのお支払いをお申し付けいただく場合で、10万円を超える現金でのお取引に際しましては、本人確認書類のご提示が必要となります(4)。

3 国や地方公共団体を支払先とする場合は、本人確認書類のご提示は必要ありません。

4 **お支払いに係る名義人と来店された方が異なる場合は、それぞれの本人確認書類が必要**となります。

2 ご本人について 確認をさせていただく事項

お客さまが個人の場合

ご氏名、ご住所および生年月日

なお、口座開設等でご本人以外の方が来店された場合には、その来店された方につきましても同様の確認をさせていただきます。

お客さまが法人の場合

(1) 名称および本店または主たる事務所の所在地
(2) 代表者など来店された方のご氏名、ご住所および生年月日

ご留意いただきたい事項

一度、ご本人を確認させていただきましたお客さまにつきまして、その後「1. ご本人のご氏名等を確認させていただく場合」に掲げたお取引をなさる場合には、お通帳、キャッシュカードの提示など当金庫所定の方法によりご本人の確認をさせていただきます。ご本人以外の本人確認書類による取引や虚偽の本人特定事項の申告による取引につきましては、法律により禁じられております。ご本人の確認ができないときは、やむを得ずお取引を見合わせていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。委任状等をご持参された代理人の方にも、ご本人確認を証明する所定の公的証明書等のご提示をお願いいたしますので、ご了承ください。詳しいことは、あましんの窓口にお問い合わせ下さい。

3 ご氏名等を確認させていただく 本人確認書類

次のいずれかの**本人確認書類の原本**を窓口で提示していただくことにより本人確認をさせていただきます。
なお、下記確認書類以外の書類の提示をお願いすることがございます。

お客さまが個人の場合

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| (1) 運転免許証 | (2) 外国人登録証明書 |
| (3) 旅券(パスポート) | (4) 国民年金手帳 |
| (5) 児童扶養手当証書 | (6) 特別児童扶養手当証書 |
| (7) 母子健康手帳 | (8) 身体障害者手帳 |
| (9) 精神障害者保険福祉手帳 | (10) 療育手帳 |
| (11) 戦傷病者手帳 | (12) 国民健康保険の被保険者証 |
| (13) 健康保険の被保険者証 | (14) 船員保険の被保険者証 |
| (15) 介護保険の被保険者証 | (16) 健康保険日雇特例被保険者手帳 |
| (17) 医療受給者証 | (18) 国家公務員共済組合の組合員証 |
| (19) 地方公務員共済組合の組合員証 | (20) 私立学校教職員共済制度の加入者証 |
| (21) お取引に実印を使用される場合、その実印の印鑑登録証明書 | |
| (22) 住民基本台帳カード(写真付) | |

ご本人を確認させていただく書類は、ご氏名、ご住所および生年月日が記載されているものに限り、
上記の書類はすべて有効期限内のものに限り、

お客さまが法人の場合

登記事項証明書(商業登記簿謄本)
法人の代表者など来店された方につきましても個人のお客さまと同様の確認をさせていただきます。